

議題 2

市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について

- 1 広島市まちづくり市民交流プラザ条例等の一部改正議案に対する意見の申出について（代決報告第14号）
- 2 平成26年度9月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第15号）
- 3 専決処分の承認議案に対する意見の申出について（代決報告第16号）

広島市まちづくり市民交流プラザ条例等の一部改正議案に対する
意見の申出について

下記の広島市まちづくり市民交流プラザ条例等の一部改正議案について、平成26年8月29日教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

記

1 件名

広島市まちづくり市民交流プラザ条例等の一部を改正する条例

2 改正の理由

広島市まちづくり市民交流プラザ等の公の施設を命名権の対象とするため、その呼称を定めることができることとするものである。

3 改正の内容（教育委員会関係分）

別紙のとおり

- (1) 広島市立中央図書館条例の一部改正
- (2) 広島市こども図書館条例の一部改正
- (3) 広島市国際青年会館条例の一部改正
- (4) 広島市こども文化科学館条例の一部改正
- (5) 広島市江波山気象館条例の一部改正
- (6) 広島市交通科学館条例の一部改正

4 施行期日等

施行期日

平成27年4月1日

【教育委員会分 抜粋】

第94号議案

平成26年9月17日提出

広島市まちづくり市民交流プラザ条例等の一部改正について
広島市まちづくり市民交流プラザ条例等の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

広島市長 松 井 一 實

広島市まちづくり市民交流プラザ条例等の一部を改正する条例

(略)

(広島市立中央図書館条例の一部改正)

第16条 広島市立中央図書館条例(昭和49年広島市条例第70号)の
一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(呼称)

第11条 教育委員会は、中央図書館の全部又は一部の呼称を定めるこ
とができる。

2 教育委員会は、前項の規定により呼称を定めたときは、これを告示
するものとする。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(広島市こども図書館条例の一部改正)

第17条 広島市こども図書館条例（昭和28年広島市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（呼称）

第10条 教育委員会は、こども図書館の全部又は一部の呼称を定めることができる。

2 教育委員会は、前項の規定により呼称を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（広島市国際青年会館条例の一部改正）

第18条 広島市国際青年会館条例（平成2年広島市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（呼称）

第17条 教育委員会は、国際青年会館の全部又は一部の呼称を定めることができる。

2 教育委員会は、前項の規定により呼称を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（広島市こども文化科学館条例の一部改正）

第19条 広島市こども文化科学館条例（昭和55年広島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（呼称）

第12条 教育委員会は、こども文化科学館の全部又は一部の呼称を定

めることができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により呼称を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(広島市江波山気象館条例の一部改正)

第20条 広島市江波山気象館条例（平成4年広島市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(呼称)

第13条 教育委員会は、気象館の全部又は一部の呼称を定めることができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により呼称を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(広島市交通科学館条例の一部改正)

第21条 広島市交通科学館条例（平成6年広島市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(呼称)

第13条 教育委員会は、交通科学館の全部又は一部の呼称を定めることができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により呼称を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

新旧対照表

1 広島市立中央図書館条例

現 行	改 正
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(委任規定)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>第1条～第10条 (現行に同じ。)</p> <p><u>(呼称)</u></p> <p>第11条 教育委員会は、中央図書館の全部又は一部の呼称を定めることができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により呼称を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。</p> <p>(委任規定)</p> <p>第12条 (現行に同じ。)</p>

2 広島市こども図書館条例

現 行	改 正
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(委任規定)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>第1条～第9条 (現行に同じ。)</p> <p><u>(呼称)</u></p> <p>第10条 教育委員会は、こども図書館の全部又は一部の呼称を定めることができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により呼称を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。</p> <p>(委任規定)</p> <p>第11条 (現行に同じ。)</p>

3 広島市国際青年会館条例

現 行	改 正
<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(委任規定)</p> <p>第17条 (略)</p>	<p>第1条～第16条 (現行に同じ。)</p> <p><u>(呼称)</u></p> <p>第17条 教育委員会は、国際青年会館の全部又は一部の呼称を定めることができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により呼称を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。</p> <p>(委任規定)</p> <p>第18条 (現行に同じ。)</p>

4 広島市こども文化科学館条例

現 行	改 正
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(委任規定)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>第1条～第11条 (現行に同じ。)</p> <p><u>(呼称)</u></p> <p>第12条 教育委員会は、こども文化科学館の全部又は一部の呼称を定めることができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により呼称を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。</p> <p>(委任規定)</p> <p>第13条 (現行に同じ。)</p>

5 広島市江波山気象館条例

現 行	改 正
<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(委任規定)</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>第1条～第12条 (現行に同じ。)</p> <p><u>(呼称)</u></p> <p>第13条 教育委員会は、気象館の全部又は一部の呼称を定めることができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により呼称を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。</p> <p>(委任規定)</p> <p>第14条 (現行に同じ。)</p>

6 広島市交通科学館条例

現 行	改 正
<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(委任規定)</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>第1条～第12条 (現行に同じ。)</p> <p><u>(呼称)</u></p> <p>第13条 教育委員会は、交通科学館の全部又は一部の呼称を定めることができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により呼称を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。</p> <p>(委任規定)</p> <p>第14条 (現行に同じ。)</p>

代決報告第15号

平成26年9月12日提出

平成26年度9月補正予算議案に対する意見の申出について

下記の平成26年度9月補正予算議案について、教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

記

- 1 「新しいタイプの高校整備」及び「子どもの居場所の確保」に係る補正予算（平成26年8月29日代決）
- 2 平成26年8月19日からの豪雨に伴う災害により、直ちに予算措置が必要であるため専決処分を行う「教育施設災害復旧」に係る補正予算（平成26年9月4日代決）

補正予算の内訳

事業名	事業費	説明						
<p>新しいタイプの高校整備 (教育委員会)</p>	<p>5,156万8千円</p> <p>財源内訳</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>県負担金 2,578万4千円</p> <p>一般財源 2,578万4千円</p> </div>	<p>県立及び市立の定時制・通信制高校を、 縣市共同で、従来の定時制・通信制課程の枠に捉われない新しいタイプの市立高校に再編整備する。</p> <p>再編整備対象校</p> <p>定時制 県立国泰寺高校、県立観音高校、県立海田高校、市立大手町商業高校、市立工業高校</p> <p>通信制 県立西高校</p> <p>課程 単位制によるフレキシブル課程</p> <p>入学定員 平日登校コース240人 通信教育コース400人</p> <p>整備場所 中区大手町（旧市立広島特別支援学校跡地）</p> <p>(整備スケジュール)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>26・27年度 基本・実施設計</p> </div> <p>28・29年度 建設工事</p> <p>30年度 開校</p> <p>(債務負担行為の設定)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">事業名</th> <th style="width: 33%;">期間</th> <th style="width: 33%;">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新しいタイプの高校整備</td> <td style="text-align: center;">27年度</td> <td style="text-align: right;">1億970万円</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	期間	限度額	新しいタイプの高校整備	27年度	1億970万円
事業名	期間	限度額						
新しいタイプの高校整備	27年度	1億970万円						

事業名	事業費	説明
子どもの居場所の確保 (教育委員会)	4,701万円 財源内訳 (国庫補助金 773万4千円) 一般財源 3,927万6千円)	児童福祉法の改正により放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めることに伴い、クラスの大規模化、過密化への対応を図る。 (基準の内容) ① 1クラス当たり児童数概ね40人以下 (5年間は60人以下) ② 児童1人当たり面積概ね1.65㎡以上 (5年間は1.00㎡以上) 神崎学区プレハブ教室建替 1,800万円 民間放課後児童クラブ運営費等補助 2,901万円 対象学区 吉島東、本川、牛田、大芝、古田、中筋

【参考】

平成26年度一般会計予算 教育費予算規模

当初予算額	6月補正予算額	9月補正予算額	9月補正後予算額
428億1,069万7千円	190万円	9,857万8千円	429億1,117万5千円

【平成26年9月4日代決】

平成26年8月19日からの豪雨に伴う災害による補正予算の専決処分について

1 一般会計(教育委員会関係)

事業名	補正額	財源内訳		内 容
		特定財源	一般財源	
教育施設災害復旧 (教育委員会)	800万円	720万円	80万円	被害を受けた学校のグラウンドの土砂等を撤去する。 ・梅林小学校、上緑井幼稚園
計	800万円	720万円	80万円	

代決報告第16号

平成26年9月12日提出

専決処分の承認議案に対する意見の申出について

平成26年8月19日からの豪雨に伴う災害による補正予算の専決処分の承認を求め
る議案について、平成26年9月5日に教育長代決により異議ないものと認め、地方教
育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基
づき、その旨市長に申し出たので報告する。

【教育委員会分 抜粋】

第107号議案

平成26年9月17日提出

専決処分の承認について

平成26年度広島市一般会計補正予算（第2号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成26年9月5日別紙のとおり定めたので、同条第3項の規定により承認を求める。

広島市長 松 井 一 實

別紙

平成26年度広島市一般会計補正予算（第2号）

平成26年度広島市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68億2,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,925億56万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（略）

第1表 歳入歳出予算補正

(略)

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
(略)				
10災害復旧費	(略)			
	4 教育施設災害復旧費	—	8,000	8,000
	(略)			
歳出合計		(略)		